

○隠岐航路振興協議会設置要綱

(平成 30 年 12 月 17 日告示第 15 号)

改正 平成 31 年 3 月 19 日告示第 4 号

(設置)

第 1 条 隠岐島民の生活に必要な不可欠な航路の確保・維持について協議、調整、情報共有を行い、地域住民の生活向上と経済振興に寄与するため、隠岐航路振興協議会を設置する。

(協議内容)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の協議を行い、総合的な合意形成を図る。

- (1) 船舶の体制及び更新に関する事
- (2) 運賃体系及び運航ダイヤに関する事
- (3) 利用促進及びサービス向上に関する事
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事

(組織)

第 3 条 協議会は、別表第 1 に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、その職にある期間とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期も前項のとおりとする。

(役員)

第 5 条 協議会に会長、副会長を各 1 名置く。

- 2 会長は、隠岐の島町長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、西ノ島町長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、年 2 回の定例会のほか、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる委員をもって組織する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 会長の招集に応じ、協議会に出席した者は、報酬及び費用弁償として旅費を支給する。

2 支給対象者は、別表第1に掲げる者のうち、7から11に定める者に限る。ただし、別表第1に掲げる者のうち、13に定める者又は第6条第4項の規定により協議会の会議等に出席した者に対して、会長が必要と認める場合は、支給することができる。

3 報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成11年隠岐広域連合条例第17号)の規定によるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の運営に関する事務を行うため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、隠岐広域連合事務局総務課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月17日から施行する。

附 則(平成31年告示第4号)

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

別表第1（第3条関係）

隠岐航路振興協議会委員

	所 属	職 名
1	隠岐の島町	町長
2	海士町	町長
3	西ノ島町	町長
4	知夫村	村長
5	島根県隠岐支庁	支庁長
6	島根県地域振興部	部長
7	隠岐の島町議会	議長
8	海士町議会	議長
9	西ノ島町議会	議長
10	知夫村議会	議長
11	島根県議会	隠岐選挙区議員
12	隠岐汽船株式会社	代表取締役社長
13	その他会長が必要と認める者	

別表第2（第7条関係）

隠岐航路振興協議会 幹事会委員

	所 属	職 名
1	隠岐の島町	副町長
2	海士町	副町長
3	西ノ島町	副町長
4	知夫村	副村長
5	島根県隠岐支庁	県民局長
6	島根県地域振興部	交通対策課長
7	隠岐観光協会	事務局長
8	隠岐広域連合	副広域連合長
9	隠岐汽船株式会社	常務取締役
10	隠岐汽船株式会社	業務部長
11	その他会長が必要と認める者	